

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

若者は契約関連の知識・経験が十分でないことが多く、令和4年4月に民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたこともあり、若者の消費者トラブルの未然防止に取り組む必要性がこれまで以上に高まっている。

本事業では、若者が興味を持って消費者トラブルについて学べる5分程度の啓発動画を作成するとともに、15秒と30秒のショート動画を作成して、若者の目に触れる機会が多いメディア、SNS、Web広告等を活用した効果的な情報発信を行うことで、消費者トラブルや相談窓口のさらなる認知につなげ、若者の消費者トラブルの未然防止と救済を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額

2,830千円(ただし、5分動画:1,030千円、その他1,800千円を限度額とする。)

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年5月28日(火) 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和6年5月30日(木) 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年5月31日(金)に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県環境県民局消費生活課

② 提案書提出期限

令和6年6月4日(火) 午後3時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

① 実施場所 広島県環境県民局消費生活課

② 実施日時 令和6年6月7日(金)

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 電子データの保存等に関する申出書【様式5】
 - ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県環境県民局消費生活課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和6年6月11日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和6年6月12日（水）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。

② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用 適用なし

4 添付書類

公告の写し

契約書（案）

仕様書

企画提案書作成要領

評価基準

公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式【様式1】

仕様書等に対する質問書の様式【様式2】

企画提案提出届【様式3】

企画提案公募辞退届【様式4】

電子データの保存等に関する申出書【様式5】

【問い合わせ先】

広島県環境県民局消費生活課 担当 松浦

電話 082-513-2730（ダイヤルイン）